

# ぶらんこ

FPIC 盛岡ファミリー相談室通信

2026年2月12日発行 第8号



今号は、2025年(令和7年)6月の会員総会で新代表として承認された魚住英昭前事務長の「これから親子交流と支援の課題」と題する挨拶と盛岡市から委託された「離婚前後の家庭支援事業」を掲載します。多くの方が盛岡ファミリー相談室の今後の活動に関心を寄せられ、支援の輪に入っていただくことができれば幸いです。



## これから親子交流と支援の課題

盛岡ファミリー相談室代表 魚住英

### (1) 代表交代のごあいさつ

2025年6月1日、盛岡ファミリー相談室の代表に就任した魚住英昭と申します。相談室開設以来、代表を務めて来られた宮古守夫会員から引き継ぐことになりました。今後も私たちの組織や活動が地域にとって欠かせない存在となるよう、運営に努めて参ります。引き続き、皆様のご理解とご支援をお願い申し上げます。

### (2) 親子交流にかかる情勢

#### ア 改正民法の成立と施行

2025年5月、共同親権等を含む改正民法が成立し、2026年4月1日付で施行されることが決定しました。これを機に、これまで私たちが使用してきた「面会交流」という言葉も「親子交流」と改められることになりました。「面会」という言葉は、司法関係者にとっては言い慣れた言葉であった

かもしれません、日常的には、病院や介護施設、拘留施設など、制約された場面での対面というニュアンスがあり、親子の交流場面には似つかわしくないという批判があったことによります。

民法改正に際しては、特に、共同親権をめぐって、賛否両論がありました。DVの影響が過小視される結果、父母の葛藤が一層深刻になり、子にも悪影響を及ぼすという反対意見、また、同居親が一方的に子を監護下におき、心理的な支配を通じて不当に親子交流を妨げている状況があり、これを打開するためには共同親権制度が欠かせないとする推進派の意見が典型的なものでした。

最終的には、離婚後であっても父母双方が子の生活と成長に責任を果たすべきという観点から成立へと至りました。

## イ 改正民法施行に向けての準備状況

現在、改正法施行に向けて、裁判所や法務省、こども家庭庁、地方自治体などにおいて急ピッチで態勢作りが進められています。

ただ、今後、導入される個々の手続、具体的な法的支援や行政的支援につき十分な準備が整っているとは言えず、多分に手探りの部分が残っているようにも思われます。特に、行政的支援に関しては、支援インフラの整備にまだ多くの時間を要しそうです。

さらに、今後、離婚に直面する一般市民にも、改正法の施行により、具体的に何が生じるのか、共同親権が果たしてどの程度実効性を持つのかなどについて、正確な情報が共有されておらず、極度な不安、あるいは、過剰な期待を招いているように見えます。

盛岡ファミリー相談室は、今年度、盛岡市から「離婚前後の家庭支援事業」の委託を受け、10月31日に、盛岡市の協力の元に、『離婚前後の家庭支援講座』を開講しました。

同講座は、①離婚にかかわる親と子のメンタルケア、②離婚時の子どもにかかわる法律と手続、③離婚後の行政的支援、という3部からなるものでした。初めての試みで、広報が行き渡らず、想定していた離婚当事者よりも支援関係者や行政担当者が多くなってしまいましたが、今後も重要な



盛岡ファミリー相談室の研修会

意義を持つ事業になるものと思われます。

## ウ 法改正がもたらす親子交流への影響

法改正が家庭裁判所の調停や審判にもたらす影響は、蓋を開けてみなければわからない部分もあるのですが、離婚調停において共同親権の主張が増えること、また、かつて親権を取得できなかつた当事者による親権者変更（共同親権への移行）の申立てが一定数現れることなどが予想されます。もっとも、共同親権が機能するためには、父母間の一定の協力関係や相互信頼が不可欠であり、調停や審判で激しく対立する父母間にあっては、必ずしも実現が容易ではありません。そうした場合、共同親権では合意に至らないものの、親子交流の充実に落としどころを見出そうとする事案も相当数出てくる可能性があります。改正法では、これまで家庭裁判所の実務で定着している試行的親子交流を明文化し、これまで以上に、積極的に調整を図ろうとする機運も見られます。その結果、今後、親子交流を実施する父母については、これまで以上に高葛藤ケースの割合が高くなり、支援団体の支援を必要とする事案が増えることも予想されます。



月1回の定例会での説明と意見交換

## (3) FPIC 盛岡ファミリー相談室の現状と課題

親子交流支援へのニーズや期待が高まる一方で、私たち支援団体の受け入れ態勢は必ずしも盤石とは

言えません。盛岡ファミリー相談室は、開設後7年を経てもいまだに独立した事務所が持てず（登記上の事務所は代表の私宅）、当番ボランティアが2台の携帯電話を交代で回し持ち、自身の日常生活の傍らで、問い合わせや申し込みに対応しているのが実情です。また、現状では、自力で事務所を維持していくだけの財政的基盤もありません。



全国大会記念講演会にオンライン参加しての研修

さらに、人材不足と高齢化の問題も深刻です。当相談室は、ご承知のとおり、元家庭裁判所調査官と調停委員経験者が中核となって活動している団体です。家事調停の経験を通じて、離婚にかかわる子の苦悩や心情、親子交流をめぐる父母の葛藤を熟知していることが強みである反面、多くの会員が入会時点で高齢に至っているのが実情です。今後の需要に照らすと、支援員の数が不足していることは否めません。最近、ようやく一部、女性相談経験者や医療関係者等、調停委員経験者以外のメンバーが加わってくださるようになりました。今後は、さらに児童福祉や社会福祉、教育や保育等の分野の経験者にも参加していただく必要があると考えています。

#### (4) 行政や関連団体への期待

離婚家庭の子の福祉に焦点を当てた法改正の趣旨を生かすためには、今後も自治体や女性相談機

関、子どもサポート団体等の積極的な役割が不可欠です。具体的には、離婚前後の家庭支援事業、男女に開かれた相談やカウンセリング、DV被害者のメンタルケアや加害者教育プログラム、子どもアドボカシーの構築などが課題となります。

特に、親子交流支援に関して強く求められるのは、県や市による親子交流支援事業です。東北では、すでに山形県や八戸市で実施されていますが、NPO法人等への委嘱事業により、支援を必要とする父母が1年間は無料で支援を受けられる態勢になっています。

交通アクセスや社会資源に恵まれた都市部と異なり、地方で親子交流を実施しようとする当事者（親）は、多くのハンディを抱えています。親子交流を必要とする親や子のニーズに応えるためには、単一の自治体や支援団体だけでは限界があり、県や市町村、社会福祉協議会、女性相談機関、子どもサポート団体、弁護士会等がネットワークを作り、問題意識を共有しつつ、施策として推進していく必要があるように思われます。

親子交流支援は、数量の上では、必ずしも多数の子どもにかかわる課題ではないかもしれませんのが、誰一人取り残さない社会の実現という観点からは、十分なケアや配慮を必要とする子どもたちにとって不可欠な解決課題です。一人でも多くの方が関心を寄せ、支援の輪に入って下さることを願って止みません。



活動場所の岩手カトリックセンター

# ～親もこどもも幸せになるために～

**FPIC 盛岡ファミリー相談室は、盛岡市から委託を受けて  
「離婚前後の家庭支援講座」を開催しました。**

当相談室の活動目的は、家族の悩みに寄り添い、子どもの幸せを願い、子どもの健全な成長に貢献することであり、そのための主な活動として、別居や離婚によって別々に暮らす親子の「親子交流」の支援を行っています。しかし、父母の不和や別居、離婚が子どもに及ぼす悪影響を最小限に抑えるためには、当相談室に親子交流の支援依頼が届く以前の離婚前後の段階から父母をサポートすることが、必要かつ効果的であると私たちは考えてきました。

「離婚前後の家庭支援講座」は、上記の観点から、当相談室の念願の事業でありました。この講座を機に、親子の支援のための行政機関との連携を継続していきたいものです。2時間半の同講座では、以下のテーマについて説明しました。今後も講座を継続して、内容や実施方法を充実していきたいと考えています。

## 第1部 离婚前後のメンタルケア

1 親と子それぞれの喪失・支え・気持ち

2 親のメンタルケアの大切さ

3 親の別居・離婚が子どもに与える影響と子どものメンタルケア

(1) 別居・離婚のなかで、子どもを父母の争いに巻き込まない、挟まないことの大切さ

(2) 子どもに表れやすい症状・反応（年齢別）

(3) 离婚の影響を少なくするコツ、親子交流、子どもへの説明の仕方の例

4 再婚家庭（ステップファミリー）の中でのメンタルケア

5 より詳しく知りたい方への参考情報

## 第2部 离婚するときに考えておきたい子どものこと～お子さんが親の離婚後も幸せに暮らせるために～

1 民法改正の目的と背景

(1) 共同親権の選択、養育費支払い義務の強化

(2) 子の養育をめぐる改正民法の基本的な考え方

2 离婚を考えるお父さんとお母さんが話し合っておくべきこと（養育計画書・養育プラン）

(1) 親子交流は、子の権利・親の責務（子どもの権利条約）

(2) 离婚後も父母双方から愛情やサポートを得ることの意味

(3) 子どもにとって望ましい親子交流とは

(4) 不適切な親子交流の例

3 家庭裁判所での調停・審判手続

・改正法施行後に加わる手続

・離婚等の調停手続の流れ

## 4まとめ

(1) 离婚に際しては、子の生活や心身の健康、今後の成長に伴う父母としてのサポート態勢などをしっかりと取決めること。

(2) 离婚後は、親権の有無に関わらず、父母双方が子の生活、心身の健康、今後の成長に責務を負う。

(3) 父母は、離婚後も、子の親同士として互いの立場を尊重し、協力する。

(4) 話し合う際は、それぞれの親の権限よりも子の利益を最優先し、子の意思も成長段階に応じて尊重する。

(5) DV、モラハラなどのパワー格差、感情的対立等により協議が困難な場合は、弁護士や行政機関等のサポートを受け、調停や審判等の手続を適切に利用する。その場合も、対決的な姿勢から脱し、子のための父母としての協働をめざす。

## 第3部 お金の問題と社会的支援（ひとり親支援制度）

~~~~~

### 支援活動に関心をお持ちの方々へ

当相談室では、趣旨にご賛同くださる個人・団体の皆さまからのご支援をお願いしております。  
くわしくは、下記のホームページをご覧ください。

### 【編集後記】

☆ 魚住英昭代表と山崎祥子事務長を中心に岩手で活動を続けております。

☆ 事務所がございませんので、岩手カトリックセンターのご厚意で活動拠点とさせていただいております。紙面をお借りして感謝申し上げます。(HU)

### FPIC 盛岡ファミリー相談室へのアクセス

〒020-0843 盛岡市湯沢西三丁目 3番 18号

電話 070-1400-8233、070-1400-8310

（受付時間：平日 午前 10時～午後 4時）

E mail: [buranko2215@gmail.com](mailto:buranko2215@gmail.com)

H P : <https://oyako-morioka.org/home/>

